

保育所入所要件基準表(指数)の見直しについて

「保育所入所要件基準表(指数)」について、本年10月から開始する平成26年度保育園入園募集に向け、以下のとおり見直しを行ったので、ご報告します。

1 見直しに当たっての基本的考え方

- この間、区議会等から寄せられた意見・要望を踏まえて、必要な見直しを図る。
- 特に配慮が必要な場合など、個々の世帯状況に即して、よりの確かかつ柔軟な入園選考が可能となるように見直す。
- 以上の点を踏まえ、全体として、より分かりやすく納得性の高い指数制度の構築を図る。

2 見直しの概要

(1) 基準指数【別紙1】

- 「疾病」(No.4)や「介護・看護」(No.5)について、より分かりやすい区分に整理するとともに、「心身障害」(No.4)の指数との整合性を図るよう見直した。

(2) 調整指数【別紙2】

- 「ひとり親世帯」や「双子以上の同時申込み」などの世帯状況に、より配慮した見直しを図った(No.2～5、8)。
- 年齢上限がある認可外保育施設を卒園した児童等の保育の継続性を考慮して、調整指数項目を追加した(No.15)。
- DVや児童虐待に至る可能性が高いなど、個々の世帯状況に即して必要な調整を図るための項目を追加した(No.17)。
- 産後の母体保護と育児休業制度の定着化等を踏まえて、調整指数項目を削除した(旧No.19)。
- 「正当な理由なく保育料を滞納している場合」への対応を厳格化する見直しを図った(No.25)。

(3) 同一指数の場合の優先順位【別紙3】

- 「区内居住要件」をより重視した見直し(No.8、16)を図るなど、全ての判断項目の順位を明確化した(No.1～16)。

3 その他

指数制度については、「子ども・子育て支援新制度」の本格実施(平成27年4月予定)に向けた「保育に係るニーズ調査結果」や「保育の必要性・必要量に係る認定基準の策定」等を踏まえて、改めて適切な時期に必要な見直しを図るものとする。